

# 半期報告書

(第9期中) 自 平成27年4月1日  
至 平成27年9月30日

**A v a n S t r a t e 株式会社**

東京都品川区西五反田一丁目11番1号

(E24858)

# 目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	3
4. 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1. 業績等の概要	4
2. 生産、受注及び販売の状況	5
3. 対処すべき課題	5
4. 事業等のリスク	6
5. 経営上の重要な契約等	7
6. 研究開発活動	8
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	9
第3 設備の状況	11
1. 主要な設備の状況	11
2. 設備の新設、除却等の計画	11
第4 提出会社の状況	12
1. 株式等の状況	12
(1) 株式の総数等	12
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	21
(4) ライププランの内容	22
(5) 発行済株式総数、資本金等の状況	22
(6) 大株主の状況	22
(7) 議決権の状況	23
2. 株価の推移	23
3. 役員の状況	23
第5 経理の状況	24
1. 中間連結財務諸表等	25
(1) 中間連結財務諸表	25
(2) その他	51
2. 中間財務諸表等	52
(1) 中間財務諸表	52
(2) その他	67
第6 提出会社の参考情報	68
第二部 提出会社の保証会社等の情報	69

[中間監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月27日
【中間会計期間】	第9期中（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）
【会社名】	A v a n S t r a t e 株式会社
【英訳名】	A v a n S t r a t e I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀内 秀樹
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目11番1号  （上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の場所で行っております。）
【電話番号】	059(352)6451 （代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理統括部長 北澤 治
【最寄りの連絡場所】	三重県四日市市千歳町2番地
【電話番号】	059(352)6451 （代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理統括部長 北澤 治
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日
売上高 (千円)	16,503,037	15,576,555	12,094,264	31,566,032	29,021,169
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△1,167,536	2,212,495	1,004,868	△235,186	3,018,145
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益又は親会社株 主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	528,374	3,505,312	543,005	△9,992,904	4,457,977
中間包括利益又は包括利益 (千円)	558,822	3,507,206	542,806	△9,962,456	4,462,164
純資産額 (千円)	16,256,250	9,238,391	10,736,153	5,731,184	10,193,348
総資産額 (千円)	117,128,616	85,399,833	82,368,113	89,807,369	82,436,371
1株当たり純資産額 (円)	163.78	93.07	108.16	57.74	102.69
1株当たり中間(当期)純利 益金額又は1株当たり当期純 損失金額(△) (円)	5.32	35.31	5.47	△100.68	44.91
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.9	10.8	13.0	6.4	12.4
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	3,050,533	5,826,329	4,042,329	8,974,134	10,626,088
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	8,807,259	1,483,780	△1,476,577	8,973,170	631,680
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△6,308,367	△5,710,638	△1,669,001	△20,015,469	△8,472,721
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高 (千円)	9,731,401	3,713,282	5,795,609	2,113,811	4,898,858
従業員数 (人)	1,109	935	916	1,081	959
(外、平均臨時雇用者数)	(90)	(54)	(—)	(89)	(8)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当中間連結会計期間より、「中間(当期)純利益または当期純損失」を「親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」としております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日
売上高 (千円)	1,180,858	130,945	57,072	1,851,866	151,915
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△811,290	1,004,304	△327,978	△1,047,404	△163,741
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失 (△) (千円)	△976,396	1,346,690	△2,543,830	△11,193,928	115,172
資本金 (千円)	13,537,905	13,537,905	13,537,905	13,537,905	13,537,905
発行済株式総数 (千株)	99,259	99,259	99,259	99,259	99,259
純資産額 (千円)	3,517,983	△5,352,859	△9,128,207	△6,699,549	△6,584,377
総資産額 (千円)	92,951,063	75,560,733	70,542,713	74,496,732	70,633,066
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	3.8	△7.1	△12.9	△9.0	△9.3
従業員数 (人)	90	56	53	86	52
(外、平均臨時雇用者数)	(3)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社3社、以下同じ。）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成27年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
日本	53（－）
台湾	639（－）
シンガポール	1（－）
韓国	223（－）
合計	916（－）

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数が平成27年3月期末より43名減少しましたのは、主として業務の合理化に伴う人員の削減によるものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成27年9月30日現在

従業員数（人）	53（－）
---------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 提出会社の報告セグメントは、全て「日本」であります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループでは、労働組合は結成されておられません。労使関係はいずれの会社においても安定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間における世界経済は、米国では雇用等の面で改善が続く一方、欧州では域内における債務や難民問題等により全体としては緩やかな回復、他方で中国をはじめとした新興国市場については減速傾向がみられました。また、国内経済は、政府の経済政策もあって緩やかに回復しております。

当社グループが属する液晶ディスプレイ・パネル業界の最終製品の市場においては、引き続き小型パネルの需要は伸長し、また液晶TVの需要は緩やかに増加したものの、Note PC及びデスクトップ・モニターはWindowsの更新需要が一巡した影響で減少しました。

このような状況の中、当社グループとしては、引き続き主要顧客との良好な取引関係の維持構築に努めつつ、新規顧客の開拓を進めてまいりました。

上記の結果、当中間連結会計期間の売上高は12,094百万円（前年同期比3,482百万円減）、営業利益は2,113百万円（同1,102百万円減）、経常利益は1,005百万円（同1,208百万円減）となりました。また、台湾で発生した台風による損害を特別損失に計上したこと等により、親会社株主に帰属する中間純利益は543百万円となりました。

なお、セグメントの業績は次のとおりであります。当社グループは報告セグメントを「日本」、「台湾」、「シンガポール」及び「韓国」の4つの区分としております。これは、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）の適用によるものであり、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能で、かつ当社グループが経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。以下、セグメント別の売上高にはセグメント間の振替高を含め、セグメント間取引は相殺消去前の金額で記載しております。

##### (a) 日本

構造改革により限定的な販売となっており、売上高は57百万円となりました。

##### (b) 台湾

台風等による一時的な影響があったものの概ね安定した操業の結果、売上高は10,331百万円となりました。

##### (c) シンガポール

清算に向け手続中であり、販売実績はありませんでした。

##### (d) 韓国

主要顧客からの受注が減少し、売上高は1,804百万円となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、5,796百万円（前連結会計年度末4,899百万円）となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、税金等調整前中間純利益426百万円に減価償却費1,749百万円、のれん償却額729百万円等の非資金項目を加算し、営業活動に係る債権・債務及び税金等の加減算を行った結果、4,042百万円のプラスとなりました。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、製造設備の修繕に伴う支払など有形固定資産の取得による支出△1,472百万円が発生した結果、△1,477百万円のマイナスとなりました。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、主に長期借入金の返済による支出△1,668百万円等の財務支出があった結果、△1,669百万円のマイナスとなりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### ① 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	前年同期比 (%)
日 本 (千円)	—	—
台 湾 (千円)	10,061,880	79.9
シンガポール (千円)	—	—
韓 国 (千円)	1,863,324	49.7
合 計 (千円)	11,925,204	72.8

- (注) 1. 生産金額は、平均販売価格により算出したものであります。  
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 3. セグメント間取引は相殺消去しておりません。また、セグメント間振替高を含めて表示しております。

### ② 受注状況

当社グループは、見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

### ③ 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	前年同期比 (%)
日 本 (千円)	57,072	43.6
台 湾 (千円)	10,330,516	83.0
シンガポール (千円)	—	—
韓 国 (千円)	1,804,026	41.4
合 計 (千円)	12,191,614	72.0

- (注) 1. セグメント間取引は相殺消去しておりません。また、セグメント間振替高を含めて表示しております。  
 2. 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
Innolux Corporation	11,481,007	73.7	10,322,112	85.3
Samsung Display Co., Ltd.	2,946,298	18.9	1,359,364	11.2

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。



#### 4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間における事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況)

当中間連結会計期間末の連結貸借対照表における「短期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「1年内返済予定の関係会社長期借入金」、「1年内償還予定の社債」、「社債」、「長期借入金」及び「関係会社長期借入金」の合計金額は65,740,654千円となっており、手元流動性及び営業キャッシュ・フローに比して高水準にあります。

上記借入金のうち、注記事項(重要な後発事象)に記載の通り、三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、及びHOYA株式会社からの借入金については、平成27年10月27日に財務制限条項を含む返済条件の変更等の変更契約を締結しております。しかしながら、連結売上高は前年同期及び前半期と比較して減少しており、また、当社グループを取り巻く足元の経営環境は期初の想定と比較して厳しい状況であります。これにより上記変更契約に基づく財務制限条項に抵触する可能性があり、財務制限条項に抵触した場合には期限の利益を喪失することとなります。

上記の財務制限条項は連結財務諸表を基礎として算出される財務指標値により判定されます。当該財務制限条項に抵触し、期限の利益喪失の請求権の放棄又は同条項の変更等の対応ができず期限の利益を喪失した場合には、当社の発行する社債についても期限の利益を喪失します。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、このような状況を解消するため、以下の対応策への取り組みを計画及び実施しております。

##### 1. AvanStrate株式会社のリストラクチャリングの実施

前々期日本拠点における四日市工場の閉鎖に伴う生産活動の中止及び人員削減を柱としたリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

##### 2. AvanStrate Korea Inc. のリストラクチャリングの実施

前々期にグループレベルでの生産活動の最適化に向けて、AvanStrate Korea Inc. でのリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

##### 3. 受注及び売上高の確保

受注状況が好調な市場にグループの生産能力を重点的に配分するとともに、品質の向上及び新製品の開発により、新規顧客からの継続的な受注の確保に取り組んでおります。

##### 4. 財務体質の改善

製造体制の集中化に伴う関連設備の売却による財務体質の改善に取り組んでまいりました。

##### 5. 資金繰りの安定化

三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、NEXI保険付きローン、及びHOYA株式会社からの借入金について、平成27年10月27日に返済条件の変更を含む変更契約を締結しました。

また、AvanStrate株式会社第1回無担保社債及び第2回無担保社債については、平成27年10月2日の社債権者集会において、償還条件の変更を含む社債要領の一部変更が承認され、それぞれ平成27年10月8日付で東京地方裁判所の許可を得ました。

上記に加えて、債権を担保とした資金調達による資金繰りの安定化に取り組んでおります。

上述の対応に加えて、取引金融機関等に対しては適時に当社グループの経営成績及び財政状態を報告し、理解を得ることによって良好な関係を築き、資金調達や資金繰りの一層の安定化に努めております。

また、上記の借入金の返済条件の変更、及び社債の償還条件の変更により、資金繰りの安定化についての不確実性の程度は低減しております。

しかし、事業計画の展開は当社グループを取り巻く経営環境に影響され、当初予定した計画通りに推進できない可能性があります。また、事業計画の達成状況によっては変更契約に基づく財務制限条項に抵触し、今後の資金繰りに影響する可能性があります。従って、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しておりません。

上記を除き、当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

## 5【経営上の重要な契約等】

1 当社グループは、平成22年12月24日付で、以下の融資契約（コーポレート・シンジケート・ローン契約（以下、「コーポレート・シンジケート・ローン契約」といい、かかる契約の修正契約を含む。））及び平成22年12月17日付で独立行政法人日本貿易保険の海外事業資金貸付保険付保ローン契約（以下、「NEXI 保険付きローン契約」という。）を締結しております。

これらコーポレート・シンジケート・ローン契約及びNEXI 保険付きローン契約について、平成26年6月20日付で変更契約及び担保契約（以下、変更契約等）を締結しており、変更後の主な契約内容の概要は、以下のとおりであります。

	コーポレート・シンジケート・ローン契約		NEXI 保険付きローン契約
	タームローン	コミットメント・ライン	
借入人	当社		AvanStrate Korea Inc.
平成26年6月末日時点の借入額又はコミットメント額	17,000百万円	10,000百万円	15,000百万円
実行日	平成22年12月30日		
満期日	～平成27年10月30日	同左	同左
アレンジャー	アレンジャー 株式会社三菱東京UFJ銀行 ジョイント・アレンジャー 株式会社日本政策投資銀行		アレンジャー 株式会社三菱東京UFJ銀行
貸付人	国内複数金融機関		
保証人	AvanStrate Taiwan Inc.、 AvanStrate Korea Inc.、 AvanStrate Asia Pte Ltd.		当社、 AvanStrate Taiwan Inc.、 AvanStrate Asia Pte Ltd.
担保	当社の保有する当社子会社株式に第一順位の質権設定 当社が保有・利用している下記資産について質権を設定 ①建物（第一順位） ②機械装置に含まれる保有地金（第一順位） 当社の子会社であるAvanStrate Taiwan Inc. が保有・利用している下記資産について質権を設定 ①機械装置に含まれる保有地金（第二順位） ②棚卸資産（第一順位） ③建物（第一順位） ④地金を除く機械設備（第一順位及び第二順位）		当社の子会社であるAvanStrate Korea Inc. が保有・利用している下記資産について質権を設定 ①機械装置に含まれる保有地金（第一順位） ②棚卸資産（第一順位） ③建物（第一順位） ④地金を除く機械設備（第一順位） 当社が保有・利用している下記資産について質権を設定 ①建物（第一順位） ②機械装置に含まれる保有地金（第一順位） 当社の子会社であるAvanStrate Taiwan Inc. が保有・利用している下記資産について質権を設定 ①機械装置に含まれる保有地金（第二順位） ②棚卸資産（第一順位） ③建物（第一順位） ④地金を除く機械設備（第一順位及び第二順位）

コーポレート・シンジケート・ローン契約に付されている主要な財務コベナントは『第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等（1）中間連結財務諸表 注記事項（中間連結貸借対照表関係）』に記載のとおりであります。

なお、上記変更契約等について、平成27年10月27日付で変更契約を締結致しました。詳細については『第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等（1）中間連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）』に記載のとおりであります。

2 当社は、平成26年6月20日付で、HOYA株式会社と金銭消費貸借契約（以下、「HOYAローン契約」）を締結致しました。詳細については、下記のとおりであります。

- (1) 資金の用途  
既存融資契約に基づく債務の弁済資金
- (2) 借入先の名称  
HOYA株式会社
- (3) 借入金額  
8,500,000千円
- (4) 借入条件  
借入金利 市場金利を参考にした変動金利  
返済方法 期限一括返済
- (5) 借入の実施時期、返済期限  
実施時期 平成26年6月末日  
返済期限 平成27年10月末日
- (6) 担保提供資産  
当社の子会社であるAvanStrate Taiwawn Inc. が保有・利用している機械装置に含まれる保有地金に第一順位の質権を設定

なお、上記HOYAローン契約について、平成27年10月27日付で変更契約を締結致しました。詳細については『第5経理の状況 1 中間連結財務諸表等（1）中間連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）』に記載のとおりであります。

## 6 【研究開発活動】

当社グループでは、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の品質の差別化を図るべく、各子会社の現地拠点で収集した顧客のニーズにマッチした大型化、薄板化、表面品質の安定化及び高精細化対応、並びにコスト削減に向けた研究開発活動を行っております。

これらの研究開発活動として、ガラスの組成開発、溶解及び成形技術開発等（製造工程でいうHOT工程にあたります。）に関する製造技術開発、次世代ガラスの研究開発を実施しております。また、ガラスの加工技術、洗浄及び評価技術等（製造工程でいうCOLD工程にあたります。）についても、製造技術開発、研究開発を実施しております。これらの活動は、日本の基礎研究所、台湾の開発研究所及び韓国の開発研究所で実施しております。

その結果、当中間連結会計期間において基礎研究所と各開発研究所を合わせた当社グループの研究開発費は1,034百万円となりました。

なお、基礎研究所の研究開発費は、当社グループ全体としての製品の改良及び品質改善の目的で実施しているため、各セグメントに配分しておりません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、並びに資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。また、当社グループの中間連結財務諸表で採用する重要な会計方針につきましては、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

### (2) 財政状態の分析

#### (資産、負債及び純資産の状況)

当中間連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ68百万円減少し、82,368百万円となりました。負債合計は、前連結会計年度末に比べ611百万円減少し、71,632百万円となりました。これは主に借入金を返済したことによるものです。また、純資産合計は、前連結会計年度末と比べ543百万円増加し、10,736百万円となりました。これは、主に親会社株主に帰属する中間純利益543百万円を計上したことによるものであり、自己資本比率は0.6%上昇し13.0%となりました。

### (3) 経営成績の分析

#### (売上高)

当中間連結会計期間においては、市場環境の影響等により、一部既存顧客への販売が減少しました。また、販売単価の下落が継続した結果、売上高は前年同期比で3,482百万円減少し12,094百万円となりました。

#### (売上原価)

製造費用削減や歩留改善を始めとする生産性改善に重点的に取り組んだ一方、需要に応じて生産調整を行いました。このような状況の結果、当中間連結会計期間の売上原価は前年同期比で2,898百万円減少し7,309百万円、対売上高比は前年同期比で5.1%減少し60.4%となりました。

#### (販売費及び一般管理費並びに営業利益)

当中間連結会計期間の販売費及び一般管理費は、生産窯の内1窯を使って研究開発活動を行ったことなどから、前年同期比で517百万円増加し2,672百万円となりました。当中間連結会計期間の販売費及び一般管理費のうち主要なものは、のれん償却額729百万円、研究開発費1,034百万円、給与152百万円及び賃借料62百万円であります。この結果、当中間連結会計期間の営業利益は前年同期比で1,102百万円減少し2,113百万円、売上高営業利益率は3.1%低下して17.5%となりました。

#### (営業外損益及び経常損失)

当中間連結会計期間の営業外収益は77百万円となり、営業外費用は借入金及び社債に伴う利息等により1,185百万円となった結果、経常利益は1,005百万円となりました。

#### (特別損益及び中間純利益)

当中間連結会計期間の特別損失は、災害損失497百万円及び支払手数料82百万円等の発生により、579百万円となりました。この結果、税金等調整前中間純利益は426百万円となり、これに法人税、住民税及び事業税43百万円、法人税等還付税額△123百万円及び法人税等調整額△36百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する中間純利益は543百万円となりました。

### (4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、『第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況』に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループは、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造・販売する事業を推進するに当たり、アジアを中心とした国内外の液晶ディスプレイ・パネル業界を取り巻く環境の変化に対して適切な対応をすることが、当社グループの業績に大きな影響を与えるものと認識しております。

当社グループは、液晶ディスプレイ・パネル業界からのニーズに対応すべく、ガラス基板の大型化及びスーパー・グリーン・ガラスの組成や製法の開発等を実現してまいりました。

今後も液晶ディスプレイ・パネル業界を取り巻く環境の変化への対応を最優先課題とし、更なる販売体制の強化、生産体制の強化・拡大・効率化及び品質面での優位性の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

(6) 継続企業の前提に関する事項

「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 継続企業の前提に関する事項」に記載のとおり、当社グループにおいては、借入金に係る財務制限条項への抵触及び借入金の返済に関連して、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、このような状況を解消するため、以下の対応策への取り組みを計画及び実施しております。

1. AvanStrate株式会社のリストラクチャリングの実施

前々期日本拠点における四日市工場の閉鎖に伴う生産活動の中止及び人員削減を柱としたリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

2. AvanStrate Korea Inc. のリストラクチャリングの実施

前々期にグループレベルでの生産活動の最適化に向けて、AvanStrate Korea Inc. でのリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

3. 受注及び売上高の確保

受注状況が好調な市場にグループの生産能力を重点的に配分するとともに、品質の向上及び新製品の開発により、新規顧客からの継続的な受注の確保に取り組んでおります。

4. 財務体質の改善

製造体制の集中化に伴う関連設備の売却による財務体質の改善に取り組んでまいりました。

5. 資金繰りの安定化

三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、NEXI保険付きローン、及びHOYA株式会社からの借入金について、平成27年10月27日に返済条件の変更を含む変更契約を締結しました。

また、AvanStrate株式会社第1回無担保社債及び第2回無担保社債については、平成27年10月2日の社債権者集会において、償還条件の変更を含む社債要領の一部変更が承認され、それぞれ平成27年10月8日付で東京地方裁判所の許可を得ました。

上記に加えて、債権を担保とした資金調達による資金繰りの安定化に取り組んでおります。

上述の対応に加えて、取引金融機関等に対しては適時に当社グループの経営成績及び財政状態を報告し、理解を得ることによって良好な関係を築き、資金調達や資金繰りの一層の安定化に努めております。また、上記の借入金の返済条件の変更、及び社債の償還条件の変更により、資金繰りの安定化についての不確実性の程度の低減を引き続き進めてまいります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） （平成27年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成27年11月27日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	99,258,900	99,258,900	非上場	単元株式数100株
計	99,258,900	99,258,900	—	—

(注) 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### ① 平成20年10月7日臨時株主総会決議及び平成20年10月7日取締役会決議

区分	中間会計期間末現在 （平成27年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成27年10月31日）
新株予約権の数（個）	17,699	17,699
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	5,451	5,494
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,769,900（注）1	1,769,900（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり500（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年10月11日 至 平成30年10月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡及び質入れ等の処分を行うことができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6	同左

(注) 1. 平成20年10月7日開催の臨時株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下、「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとします。

2. 決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後出資金額} = \frac{\text{調整前出資金額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に出資金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項については、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、①平成20年9月2日現在において当社議決権株式の45%以上を単独で保有する株主（以下、「単独主要株主」という。）並びに平成20年9月2日現在において当社議決権株式の過半数をグループ全体で保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」といい、単独主要株主とあわせて「主要株主等」という。）が、第三者に当該時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して譲渡する場合、②当社株式が金融商品取引所（日本国外における同種の組織を含む。）に上場された場合、又は③単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、当該譲渡時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合であって新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合に限り、新株予約権を行使することができる。
  - (2) 新株予約権者は、平成21年10月10日、平成22年10月10日、平成23年10月10日、平成24年10月10日、及び平成25年10月10日に、新株予約権の20%ずつが権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という。）但し、新株予約権者が当社又は当社の完全子会社の取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは中止する。なお、ベスティングされる新株予約権の数については、新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の株式についてはこれを切り捨てる。また5回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権も全てベスティングされるものとする。
  - (3) 前項に関わらず、(1)①乃至③（但し②については、同時に主要株主等の売却比率が67%を超えたとき）、又は④新株予約権者が当社を退社し、かつ、当社の取締役会がベスティングを認めた場合には、その時点において新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権は全てベスティングされるものとする。（但し、④の場合を除いて、当該時点において前項但書によってベスティングが中止されていた場合を除く。）
  - (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約等の地位を承継することを条件に、ベスティング済みの新株予約権に限りこれを相続することができる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社において、懲戒解雇もしくは取締役、監査役、執行役又は顧問を解任された場合、出向関係が解消されることによって当社又は当社の完全子会社において業務に従事しなくなった場合、又は自己都合による退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
  - (2) 新株予約権者が会社都合による退職をした場合、定年（取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれでもなくなった時）となった場合、当社又は当社の完全子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者について破産、民事再生もしくはその他の倒産手続が開始された場合、又は死亡した場合は、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない部分を随時、無償にて取得することができる。



- (3) ①単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、自己が保有している当社の株式全てを一括して第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合、又は②主要株主等が保有している当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合、当該譲渡の実行日の翌日以後に、当該実行日に未行使の全ての新株予約権を、随時、無償にて取得することができる。
- (4) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (5) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」又はこれに関連する覚書に違反した場合は、当該新株予約権者に発行した全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付については、次のとおりであります。
- (1) 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換もしくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を、新株予約権者に交付する。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- ① 交付する新株予約権の数  
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数  
再編後新会社の普通株式とする。  
株式の数については、新株予約権1個あたり1株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される金額  
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{組織再編後出資金額} = \frac{\text{組織再編前出資金額}}{\text{割当比率}}$$
- ④ 新株予約権行使期間  
行使期間は、平成22年10月11日又は組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、平成30年10月5日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
上記3. に準じて決定するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件  
新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件は上記4. 及び5. に準じて定める。
- ⑦ 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは、再編後新会社の承認を要するものとする。
7. 平成22年6月30日付で、普通株式1株を100株に分割しております。

② 平成21年6月19日定時株主総会決議及び平成21年6月19日取締役会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年10月31日)
新株予約権の数(個)	642	642
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	64,200(注)1	64,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり500(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年6月21日 至平成31年6月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡及び質入れ等の処分を行うことができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 平成21年6月19日定時株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

なお、上記の他新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下、「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとします。

2. 決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後出資金額} = \frac{\text{調整前出資金額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に出資金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項については、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、①平成21年6月3日現在において当社議決権株式の45%以上を単独で保有する株主(以下、「単独主要株主」という。)並びに平成21年6月3日現在において当社議決権株式の過半数をグループ全体で保有する株主及びそのグループ会社(以下、「グループ主要株主等」といい、単独主要株主とあわせて「主要株主等」という。)が、第三者に当該時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して譲渡する場合、②当社株式が金融商品取引所(日本国外における同種の組織を含む。)に上場された場合、又は③単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、当該譲渡時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合であって新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 新株予約権者は、平成22年6月20日、平成23年6月20日、平成24年6月20日、平成25年6月20日、及び平成26年6月20日に、新株予約権の20%ずつが権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という。）但し、新株予約権者が当社又は当社の完全子会社の取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは中止する。なお、ベスティングされる新株予約権の数については、新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の株式についてはこれを切り捨てる。また5回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権も全てベスティングされるものとする。
- (3) 前項に関わらず、(1)①乃至③（但し②については、同時に主要株主等の売却比率が67%を超えたとき）、又は④新株予約権者が当社を退社し、かつ、当社の取締役会がベスティングを認めた場合には、その時点において新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権は全てベスティングされるものとする。（ただし、④の場合を除いて、当該時点において前項但書によってベスティングが中止されていた場合を除く。）
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約等の地位を承継することを条件に、ベスティング済みの新株予約権に限りこれを相続することができる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社において、懲戒解雇もしくは取締役、監査役、執行役又は顧問を解任された場合、出向関係が解消されることによって当社又は当社の完全子会社において業務に従事しなくなった場合、又は自己都合による退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が会社都合による退職をした場合、定年（取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれでもなくなった時）となった場合、当社又は当社の完全子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者について破産、民事再生もしくはその他の倒産手続が開始された場合、又は死亡した場合は、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない部分を随時、無償にて取得することができる。
- (3) ①単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、自己が保有している当社の株式全てを一括して第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合、又は②主要株主等が保有している当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合、当該譲渡の実行日の翌日以後に、当該実行日に未行使の全ての新株予約権を、随時、無償にて取得することができる。
- (4) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (5) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」又はこれに関連する覚書に違反した場合は、当該新株予約権者に発行した全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付については、次のとおりであります。
- (1) 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換もしくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を、新株予約権者に交付する。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- ① 交付する新株予約権の数  
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数  
再編後新会社の普通株式とする。  
株式の数については、新株予約権1個あたり1株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

- ③ 新株予約権の行使に際して出資される金額  
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{組織再編後出資金額} = \frac{\text{組織再編前出資金額}}{\text{割当比率}}$$

- ④ 新株予約権行使期間  
行使期間は、平成23年6月21日又は組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、平成31年6月15日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
上記3. に準じて決定するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件  
新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件は上記4. 及び5. に準じて定める。
- ⑦ 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは、再編後新会社の承認を要するものとする。

7. 平成22年6月30日付で、普通株式1株を100株に分割しております。

③ 平成21年11月20日臨時株主総会決議及び平成21年11月20日取締役会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年10月31日)
新株予約権の数(個)	480	480
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	156	156
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,000(注)1	48,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり500(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年11月21日 至 平成31年11月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡及び質入れ等の処分を行うことができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 平成21年11月20日臨時株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下、「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとします。

2. 決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後出資金額} = \frac{\text{調整前出資金額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に出資金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項については、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、①平成21年11月20日現在において当社議決権株式の45%以上を単独で保有する株主（以下、「単独主要株主」という。）並びに平成21年11月20日現在において当社議決権株式の過半数をグループ全体で保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」といい、単独主要株主とあわせて「主要株主等」という。）が、第三者に当該時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して譲渡する場合、②当社株式が金融商品取引所（日本国外における同種の組織を含む。）に上場された場合、又は③単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、当該譲渡時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合であって新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合に限り、新株予約権を行使することができる。
  - (2) 新株予約権者は、平成22年11月20日、平成23年11月20日、平成24年11月20日、平成25年11月20日、及び平成26年11月20日に、新株予約権の20%ずつが権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という。）但し、新株予約権者が当社又は当社の完全子会社の取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは中止する。なお、ベスティングされる新株予約権の数については、新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の株式についてはこれを切り捨てる。また5回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権も全てベスティングされるものとする。
  - (3) 前項に関わらず、(1)①乃至③（但し②については、同時に主要株主等の売却比率が67%を超えたとき）、又は④新株予約権者が当社を退社し、かつ、当社の取締役会がベスティングを認めた場合には、その時点において新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権は全てベスティングされるものとする。（ただし、④の場合を除いて、当該時点において前項但書によってベスティングが中止されていた場合を除く。）
  - (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約等の地位を承継することを条件に、ベスティング済みの新株予約権に限りこれを相続することができる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社において、懲戒解雇もしくは取締役、監査役、執行役又は顧問を解任された場合、出向関係が解消されることによって当社又は当社の完全子会社において業務に従事しなくなった場合、又は自己都合による退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
  - (2) 新株予約権者が会社都合による退職をした場合、定年（取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれでもなくなった時）となった場合、当社又は当社の完全子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者について破産、民事再生もしくはその他の倒産手続が開始された場合、又は死亡した場合は、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない部分を随時、無償にて取得することができる。
  - (3) ①単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、自己が保有している当社の株式全てを一括して第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合、又は②主要株主等が保有している当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合、当該譲渡の実行日の翌日以後に、当該実行日に未行使の全ての新株予約権を、随時、無償にて取得することができる。
  - (4) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
  - (5) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約書」又はこれに関連する覚書に違反した場合は、当該新株予約権者に発行した全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付については、次のとおりであります。

(1) 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社の新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換もしくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を、新株予約権者に交付する。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

① 交付する新株予約権の数

当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。

株式の数については、新株予約権 1 個あたり 1 株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により 1 株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

③ 新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{組織再編後出資金額} = \frac{\text{組織再編前出資金額}}{\text{割当比率}}$$

④ 新株予約権行使期間

行使期間は、平成23年11月21日又は組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、平成31年11月20日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

上記 3. に準じて決定するものとする。

⑥ 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件

新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件は上記 4. 及び 5. に準じて定める。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、再編後新会社の承認を要するものとする。

7. 平成22年6月30日付で、普通株式 1 株を100株に分割しております。

④ 平成22年3月19日臨時株主総会決議及び平成22年3月19日取締役会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年10月31日)
新株予約権の数(個)	205	205
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	101	101
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,500(注)1	20,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,022(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年3月20日 至平成32年3月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,022 資本組入額 511	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡及び質入れ等の処分を行うことができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 平成22年3月19日臨時株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下、「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとします。

2. 決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後出資金額＝ $\frac{\text{調整前出資金額}}{\text{分割・併合の比率}}$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に出資金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項については、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、①平成22年3月19日現在において当社議決権株式の45%以上を単独で保有する株主（以下、「単独主要株主」という。）並びに平成22年3月19日現在において当社議決権株式の過半数をグループ全体で保有する株主及びそのグループ会社（以下「グループ主要株主等」といい、単独主要株主とあわせて「主要株主等」という。）が、第三者に当該時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して譲渡する場合、②当社株式が金融商品取引所（日本国外における同種の組織を含む。）に上場された場合、又は③単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、当該譲渡時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合であって新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、平成23年3月19日、平成24年3月19日、平成25年3月19日、平成26年3月19日、及び平成27年3月19日に、新株予約権の20%ずつが権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という。）但し、新株予約権者が当社又は当社の完全子会社の取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは中止する。なお、ベスティングされる新株予約権の数については、新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の株式についてはこれを切り捨てる。また5回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権も全てベスティングされるものとする。
- (3) 前項に関わらず、(1)①乃至③（但し②については、同時に主要株主等の売却比率が67%を超えたとき）、又は④新株予約権者が当社を退社し、かつ、当社の取締役会がベスティングを認めた場合には、その時点において新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権は全てベスティングされるものとする。（ただし、④の場合を除いて、当該時点において前項但書によってベスティングが中止されていた場合を除く。）
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約等の地位を承継することを条件に、ベスティング済みの新株予約権に限りこれを相続することができる。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社において、懲戒解雇もしくは取締役、監査役、執行役又は顧問を解任された場合、出向関係が解消されることによって当社又は当社の完全子会社において業務に従事しなくなった場合、又は自己都合による退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。

- (2) 新株予約権者が会社都合による退職をした場合、定年（取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれでもなくなった時）となった場合、当社又は当社の完全子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者について破産、民事再生もしくはその他の倒産手続が開始された場合、又は死亡した場合は、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない部分を随時、無償にて取得することができる。
- (3) ①単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、自己が保有している当社の株式全てを一括して第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合、又は②主要株主等が保有している当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合、当該譲渡の実行日の翌日以後に、当該実行日に未行使の全ての新株予約権を、随時、無償にて取得することができる。
- (4) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (5) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約書」又はこれに関連する覚書に違反した場合は、当該新株予約権者に発行した全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付については、次のとおりであります。

- (1) 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換もしくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を、新株予約権者に交付する。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

① 交付する新株予約権の数

当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。

株式の数については、新株予約権1個あたり1株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

③ 新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{組織再編後出資金額} = \frac{\text{組織再編前出資金額}}{\text{割当比率}}$$

④ 新株予約権行使期間

行使期間は、平成24年3月20日又は組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、平成32年3月19日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

上記3. に準じて決定するものとする。

⑥ 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件

新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件は上記4. 及び5. に準じて定める。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、再編後新会社の承認を要するものとする。

7. 平成22年6月30日付で、普通株式1株を100株に分割しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。



- (4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成27年4月1日～ 平成27年9月30日	—	99,258,900	—	13,537,905	—	13,537,905

(6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
HOYA株式会社	東京都新宿区中落合二丁目7番5号	46,227,200	46.57
Carlyle Japan International Partners II, L.P. (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	英国領ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカーズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド (東京都千代田区大手町一丁目2番3号)	24,990,200	25.18
Carlyle Japan Partners II, L.P. (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	英国領ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカーズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド (東京都千代田区大手町一丁目2番3号)	24,130,000	24.31
CJP Co-Investment II B, L.P. (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	英国領ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカーズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド (東京都千代田区大手町一丁目2番3号)	1,547,300	1.56
Innolux Corporation	台湾350苗栗県科学工業園区竹南園区科学路160号	900,000	0.91
CJP Co-Investment II A, L.P. (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	英国領ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカーズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド (東京都千代田区大手町一丁目2番3号)	584,300	0.59
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号	333,300	0.34
東レエンジニアリング株式会社	東京都中央区日本橋本石町三丁目3番16号	111,100	0.11
牧野純	東京都武蔵野市	60,000	0.06
星野和彦	三重県四日市市	60,000	0.06
計	—	98,943,400	99.68

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 99,258,900	992,589	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	99,258,900	—	—
総株主の議決権	—	992,589	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
代表取締役社長	堀内 秀樹	昭和36年11月27日生	昭和60年4月 HOYA(株) 入社 平成13年8月 同社マスク事業部 関西営業所長 平成19年4月 同社マスク事業部 FPD営業統括部長 平成27年10月 当社 代表取締役社長 (現任)	※	—	平成27年10月5日

※平成27年10月5日開催の臨時株主総会の終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 退任役員

役名	氏名	退任年月日
代表取締役社長	植木 俊博	平成27年10月5日

(3) 異動後の役員の変動後の男女別人数及び女性の比率

男性6名 女性1名(役員のうち女性の比率1%)

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,898,858	5,795,609
売掛金	※2 4,370,734	※2 3,972,685
商品及び製品	※2 789,462	※2 669,665
仕掛品	※2 655,937	※2 710,515
原材料及び貯蔵品	1,922,438	1,863,474
その他	1,290,094	2,056,936
貸倒引当金	△30,955	△9,932
流動資産合計	13,896,568	15,058,952
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 13,152,346	※2 12,689,280
機械装置及び運搬具（純額）	※2 33,461,376	※2 32,157,466
工具、器具及び備品（純額）	223,537	389,032
建設仮勘定	465,797	1,444,384
有形固定資産合計	※1 47,303,056	※1 46,680,162
無形固定資産		
のれん	19,561,718	18,832,712
その他	143,014	121,970
無形固定資産合計	19,704,732	18,954,682
投資その他の資産		
繰延税金資産	1,197,824	1,349,734
退職給付に係る資産	25,754	24,545
その他	302,601	299,204
投資その他の資産合計	1,526,179	1,673,483
固定資産合計	68,533,967	67,308,328
繰延資産		
社債発行費	5,836	834
繰延資産合計	5,836	834
資産合計	82,436,371	82,368,113

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	80,427	109,225
短期借入金	※2,※3 12,500,000	※2 2,500,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 29,948,262	※2,※3 1,434,852
1年内返済予定の関係会社長期借入金	※2 8,500,000	※2 274,989
1年内償還予定の社債	13,440,000	531,960
未払費用	1,622,701	1,600,414
未払金	116,466	533,086
未払法人税等	485,944	631,446
賞与引当金	244,089	217,235
その他	40,494	576,218
流動負債合計	66,978,383	8,409,425
固定負債		
社債	3,020,000	15,928,040
長期借入金	—	※2,※3 36,845,801
関係会社長期借入金	—	※2 8,225,011
繰延税金負債	1,859,518	1,852,447
長期未払金	19,790	1,527
その他	365,332	369,708
固定負債合計	5,264,640	63,222,534
負債合計	72,243,023	71,631,960
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	13,537,905	13,537,905
資本剰余金	36,651,505	36,651,505
利益剰余金	△39,996,461	△39,453,456
株主資本合計	10,192,949	10,735,954
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	399	199
その他の包括利益累計額合計	399	199
純資産合計	10,193,348	10,736,153
負債純資産合計	82,436,371	82,368,113

## ②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
売上高	15,576,555	12,094,264
売上原価	10,206,714	7,309,034
売上総利益	5,369,841	4,785,230
販売費及び一般管理費	※1 2,155,225	※1 2,672,229
営業利益	3,214,616	2,113,001
営業外収益		
受取利息	7,229	1,677
貸倒引当金戻入額	—	21,023
作業くず売却益	40,995	25,129
受取手数料	—	21,371
その他	12,983	7,668
営業外収益合計	61,207	76,868
営業外費用		
支払利息	470,624	416,917
社債利息	376,863	339,165
社債発行費償却	5,003	5,004
為替差損	905	99,606
コミットメントフィー	1,871	—
借入関連費用	90,519	255,778
その他	117,543	68,529
営業外費用合計	1,063,328	1,184,999
経常利益	2,212,495	1,004,868
特別利益		
固定資産売却益	※2 58,952	—
社債買入消却益	918,900	—
受取保険金	4,756	411
事業構造改善引当金戻入額	842,279	—
その他	16,755	—
特別利益合計	1,841,642	411
特別損失		
固定資産売却損	※3 3,648	※3 682
固定資産除却損	※4 9,582	—
支払手数料	※5 176,072	※5 81,574
災害損失	—	※6 496,555
特別損失合計	189,303	578,811
税金等調整前中間純利益	3,864,834	426,468
法人税、住民税及び事業税	229,447	42,663
法人税等還付税額	—	△123,210
法人税等調整額	130,075	△35,990
法人税等合計	359,522	△116,537
中間純利益	3,505,312	543,005
親会社株主に帰属する中間純利益	3,505,312	543,005

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
中間純利益	3,505,312	543,005
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	1,894	△200
その他の包括利益合計	1,894	△200
中間包括利益	3,507,206	542,806
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	3,507,206	542,806

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	13,537,905	36,651,505	△44,454,438	5,734,972	△3,788	△3,788	5,731,184
当中間期変動額							
親会社株主に帰属する中間純利益			3,505,312	3,505,312			3,505,312
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					1,894	1,894	1,894
当中間期変動額合計	—	—	3,505,312	3,505,312	1,894	1,894	3,507,206
当中間期末残高	13,537,905	36,651,505	△40,949,126	9,240,283	△1,894	△1,894	9,238,391

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	13,537,905	36,651,505	△39,996,461	10,192,949	399	399	10,193,348
当中間期変動額							
親会社株主に帰属する中間純利益			543,005	543,005			543,005
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					△200	△200	△200
当中間期変動額合計	—	—	543,005	543,005	△200	△200	542,805
当中間期末残高	13,537,905	36,651,505	△39,453,456	10,735,954	199	199	10,736,153



## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	3,864,834	426,468
減価償却費	2,839,253	1,748,525
のれん償却額	729,006	729,006
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	30,498	△21,023
賞与引当金の増減額 (△は減少)	161,185	△26,854
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△47,318	—
受取利息及び受取配当金	△7,229	△1,677
社債買入消却益	△918,900	—
支払利息	470,624	416,917
社債利息	376,863	339,165
固定資産売却損益 (△は益)	△55,304	682
固定資産除却損	9,582	—
災害損失	—	496,555
支払手数料	176,072	81,574
売上債権の増減額 (△は増加)	43,453	398,049
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,316,126	124,183
仕入債務の増減額 (△は減少)	△8,287	28,798
未払費用の増減額 (△は減少)	△28,539	△15,001
事業構造改善引当金の増減額 (△は減少)	△1,424,571	—
その他	△655,549	383,062
小計	6,871,800	5,108,429
利息及び配当金の受取額	7,229	1,677
利息の支払額	△463,960	△423,651
社債利息の支払額	△395,422	△338,240
支払手数料の支払額	△173,234	△79,562
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△20,084	112,231
災害損失の支払額	—	△338,555
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,826,329	4,042,329
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△1,164,096	△1,471,798
有形固定資産の売却による収入	2,668,238	108
無形固定資産の取得による支出	—	△4,887
資産除去債務の履行による支出	△20,362	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,483,780	△1,476,577
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,400,000	—
長期借入れによる収入	8,500,000	—
長期借入金の返済による支出	△14,000,000	△1,667,609
リース債務の返済による支出	△929,538	△1,392
社債の買入消却による支出	△681,100	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,710,638	△1,669,001
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,599,471	896,751
現金及び現金同等物の期首残高	2,113,811	4,898,858
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 3,713,282	※1 5,795,609

## 【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当中間連結会計期間末の連結貸借対照表における「短期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「1年内返済予定の関係会社長期借入金」、「1年内償還予定の社債」、「社債」、「長期借入金」及び「関係会社長期借入金」の合計金額は65,740,654千円となっており、手元流動性及び営業キャッシュ・フローに比して高水準にあります。

上記借入金のうち、注記事項(重要な後発事象)に記載の通り、三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、及びHOYA株式会社からの借入金については、平成27年10月27日に財務制限条項を含む返済条件の変更等の変更契約を締結しております。しかしながら、連結売上高は前年同期及び前半期と比較して減少しており、また、当社グループを取り巻く足元の経営環境は期初の想定と比較して厳しい状況であります。これにより上記変更契約に基づく財務制限条項に抵触する可能性があり、財務制限条項に抵触した場合には期限の利益を喪失することとなります。

上記の財務制限条項は連結財務諸表を基礎として算出される財務指標値により判定されます。当該財務制限条項に抵触し、期限の利益喪失の請求権の放棄又は同条項の変更等の対応ができず期限の利益を喪失した場合には、当社の発行する社債についても期限の利益を喪失します。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、このような状況を解消するため、以下の対応策への取り組みを計画及び実施しております。

### 1. AvanStrate株式会社のリストラクチャリングの実施

前々期日本拠点における四日市工場の閉鎖に伴う生産活動の中止及び人員削減を柱としたリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

### 2. AvanStrate Korea Inc. のリストラクチャリングの実施

前々期にグループレベルでの生産活動の最適化に向けて、AvanStrate Korea Inc. でのリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

### 3. 受注及び売上高の確保

受注状況が好調な市場にグループの生産能力を重点的に配分するとともに、品質の向上及び新製品の開発により、新規顧客からの継続的な受注の確保に取り組んでおります。

### 4. 財務体質の改善

製造体制の集中化に伴う関連設備の売却による財務体質の改善に取り組んでまいりました。

### 5. 資金繰りの安定化

三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、NEXI保険付きローン、及びHOYA株式会社からの借入金について、平成27年10月27日に返済条件の変更を含む変更契約を締結しました。

また、AvanStrate株式会社第1回無担保社債及び第2回無担保社債については、平成27年10月2日の社債権者集会において、償還条件の変更を含む社債要領の一部変更が承認され、それぞれ平成27年10月8日付で東京地方裁判所の許可を得ました。

上記に加えて、債権を担保とした資金調達による資金繰りの安定化に取り組んでおります。

上述の対応に加えて、取引金融機関等に対しては適時に当社グループの経営成績及び財政状態を報告し、理解を得ることによって良好な関係を築き、資金調達や資金繰りの一層の安定化に努めております。

また、上記の借入金の返済条件の変更、及び社債の償還条件の変更により、資金繰りの安定化についての不確実性の程度は低減しております。

しかし、事業計画の展開は当社グループを取り巻く経営環境に影響され、当初予定した計画通りに推進できない可能性があります。また、事業計画の達成状況によっては変更契約に基づく財務制限条項に抵触し、今後の資金繰りに影響する可能性があります。従って、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しておりません。

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

AvanStrate Taiwan Inc.

AvanStrate Korea Inc.

AvanStrate Asia Pte. Ltd.

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

全ての連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、貯蔵品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

連結子会社は商品及び製品、仕掛品、原材料は移動平均法による低価法、貯蔵品については個別法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、当社は平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）及び一部の機械装置は定額法によっております。

連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～7年

工具、器具及び備品 2～7年

ロ 無形固定資産

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な繰延資産の償却方法

社債発行費

償却期間による定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社の一部について従業員の退職給付に備えるため、当中間連結会計期間における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により発生の際連結会計年度より費用処理しております。

なお、当社及び一部の連結子会社は、確定給付型年金制度のほか、確定拠出年金制度を採用していません。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

(7) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(9) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当中間連結会計期間から適用し、中間純利益等の表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については、中間連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(表示方法の変更)

(中間連結貸借対照表)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「流動負債」の「リース債務」及び「預り金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に計上していた「リース債務」2,807千円、「預り金」37,087千円及び「その他」600千円を「その他」40,494千円と組み替えております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「固定負債」の「資産除去債務」及び「長期リース債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」に計上していた「資産除去債務」361,281千円及び「長期リース債務」4,051千円を「その他」365,332千円と組み替えております。

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「借入関連費用」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に計上していた208,062千円は、「借入関連費用」90,519千円、「その他」117,543千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
減価償却累計額	52,736,154千円	54,723,150千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
売掛金	2,500,000千円	2,500,000千円
商品及び製品	789,462	646,120
仕掛品	655,937	710,515
建物及び構築物	12,474,198	12,094,377
機械装置及び運搬具	32,984,141	31,679,213
関係会社貸付金	5,000,000	8,200,000
関係会社株式	34,420,853	34,420,853
計	88,824,591	90,251,078

(注) 関係会社貸付金及び関係会社株式は連結上相殺消去されるため、中間連結財務諸表及び連結財務諸表上は計上されておられません。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
短期借入金	12,500,000千円	2,500,000千円
1年内返済予定の長期借入金	29,948,262	1,434,852
1年内返済予定の関係会社長期借入金	8,500,000	274,989
長期借入金	—	36,845,801
関係会社長期借入金	—	8,225,011
計	50,948,262	49,280,653

※3 当社は、運転資金及び設備投資資金の効率的な調達を行うため、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン契約により貸出コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
貸出コミットメントの総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	10,000,000	10,000,000
差引額	—	—

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
給与	333,097千円	151,681千円
賞与引当金繰入額	45,314	1,641
退職給付費用	3,586	12,759
賃借料	122,771	62,143
のれん償却額	729,006	729,006
研究開発費	395,583	1,034,223

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
機械装置及び運搬具	54,947千円	－千円
工具、器具及び備品	3,995	－
計	58,942	－

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
工具、器具及び備品	3,648千円	682千円
計	3,648	682

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
機械装置及び運搬具	9,582千円	－千円
計	9,582	－

※5 支払手数料には、取引金融機関等との間に設定された金銭消費貸借契約等の変更に関する手数料等が含まれてい  
ます。

※6 災害損失は、平成27年8月に台湾で発生した台風被害に起因する損失であり、主に生産活動の再開に向けた費用  
を計上しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	99,258,900	—	—	99,258,900
合計	99,258,900	—	—	99,258,900

(注) 当連結会計年度期首において自己株式はなく、当中間連結会計期間における異動がありませんので、自己株式の種類及び株式数については記載していません。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	99,258,900	—	—	99,258,900
合計	99,258,900	—	—	99,258,900

(注) 当連結会計年度期首において自己株式はなく、当中間連結会計期間における異動がありませんので、自己株式の種類及び株式数については記載していません。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金勘定	3,713,282千円	5,795,609千円
現金及び現金同等物	3,713,282	5,795,609

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。



(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	4,898,858	4,898,858	—
(2) 売掛金	4,370,734	4,370,734	—
資産計	9,269,592	9,269,592	—
(1) 買掛金	80,427	80,427	—
(2) 短期借入金	12,500,000	12,500,000	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	29,948,262	30,104,347	156,085
(4) 1年内返済予定の関係会社長期借入金	8,500,000	8,609,098	109,098
(5) 1年内償還予定の社債	13,440,000	5,752,320	△7,687,680
(6) 社債	3,020,000	1,292,560	△1,727,440
負債計	67,488,689	58,388,752	△9,149,937

当中間連結会計期間（平成27年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	5,795,609	5,795,609	—
(2) 売掛金	3,972,685	3,972,685	—
資産計	9,768,294	9,768,294	—
(1) 買掛金	109,225	109,225	—
(2) 短期借入金	2,500,000	2,500,000	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	1,434,852	1,435,983	1,131
(4) 1年内返済予定の関係会社長期借入金	274,989	275,507	518
(5) 長期借入金	36,845,801	37,547,996	702,195
(6) 関係会社長期借入金	8,225,011	8,616,309	391,298
(7) 1年内償還予定の社債	531,960	168,070	△363,890
(8) 社債	15,928,040	5,032,730	△10,895,310
負債計	65,849,879	55,685,820	△10,164,058

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 1年内返済予定の関係会社長期借入金、(5) 長期借入金、(6) 関係会社長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) 1年内償還予定の社債及び(8) 社債

これらの時価は、市場価格に基づき算定しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売を主な事業内容としております。国内においては当社が、また海外においては台湾、シンガポール、韓国の各現地法人が製造販売をそれぞれ担当しております。

現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の特性を考慮しながら包括的な戦略を立案し、事業展開をしております。

したがって、当社は製造販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「台湾」、「シンガポール」及び「韓国」の4つの報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益（のれん償却前）ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	日本	台湾	シンガポール	韓国	
売上高					
外部顧客への売上高	169,433	12,451,017	—	2,956,105	15,576,555
セグメント間の内部売上高又は振替高	△38,488	—	—	1,403,979	1,365,490
計	130,945	12,451,017	—	4,360,084	16,942,045
セグメント利益又は損失（△）	△61,789	2,496,845	△23,828	247,844	2,659,072
セグメント資産	53,460,691	54,441,908	2,386,184	20,255,151	130,543,934
その他の項目					
減価償却費	19,619	2,059,110	—	760,524	2,839,253

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				合計
	日本	台湾	シンガポール	韓国	
売上高					
外部顧客への売上高	57,072	10,324,924	—	1,712,268	12,094,264
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	5,592	—	91,758	97,350
計	57,072	10,330,516	—	1,804,026	12,191,614
セグメント利益又は損失（△）	△19,663	2,735,389	△4,680	△888,900	1,822,146
セグメント資産	49,446,509	58,648,818	2,672,905	15,514,311	126,282,543
その他の項目					
減価償却費	18,334	1,517,244	—	370,947	1,906,525

4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	16,942,045	12,191,614
セグメント間取引消去	△1,365,490	△97,350
中間連結財務諸表の売上高	15,576,555	12,094,264

（単位：千円）

利益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	2,659,072	1,822,146
セグメント間取引消去	1,799,378	1,518,784
のれんの償却額	△729,006	△729,006
全社費用（注）	△514,829	△498,923
中間連結財務諸表の営業利益	3,214,616	2,113,001

（注）全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：千円）

資産	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	130,543,934	126,282,543
セグメント間取引消去	△66,872,380	△64,053,385
全社資産（注）	21,728,279	20,138,955
中間連結財務諸表の資産合計	85,399,833	82,368,113

（注）全社資産は主に報告セグメントに帰属しない固定資産であります。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品の区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	台湾	シンガポール	韓国	中国	その他	合計
169,433	12,451,017	—	2,956,105	—	—	15,576,555

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または、地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	台湾	シンガポール	韓国	合計
4,050,483	31,565,889	295,088	13,807,039	49,718,499

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Innolux Corporation	11,481,007	台湾
Samsung Display Co., Ltd.	2,946,298	韓国

II 当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品の区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	台湾	シンガポール	韓国	中国	その他	合計
57,072	10,324,925	—	1,393,300	318,968	—	12,094,264

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または、地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	台湾	シンガポール	韓国	合計
4,039,998	28,546,734	—	14,093,430	46,680,162

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Innolux Corporation	10,322,112	台湾
Samsung Display Co., Ltd.	1,359,364	韓国

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）  
該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	日本	台湾	シンガポール	韓国	全社・消去	合計
当中間期償却額	—	—	—	—	729,006	729,006
当中間期末残高	—	—	—	—	20,290,724	20,290,724

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	日本	台湾	シンガポール	韓国	全社・消去	合計
当中間期償却額	—	—	—	—	729,006	729,006
当中間期末残高	—	—	—	—	18,832,712	18,832,712

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）  
該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	35.31円	5.47円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額(千円)	3,505,312	543,005
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額(千円)	3,505,312	543,005
普通株式の期中平均株式数(株)	99,258,900	99,258,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回 新株予約権 17,699個 第2回 新株予約権 642個 第3回 新株予約権 480個 第4回 新株予約権 205個 なお、新株予約権の概要は、 第4 提出会社の状況 1株式等の状況(2)「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第1回 新株予約権 17,699個 第2回 新株予約権 642個 第3回 新株予約権 480個 第4回 新株予約権 205個 なお、新株予約権の概要は、 第4 提出会社の状況 1株式等の状況(2)「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

※潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	102.69円	108.16円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	10,193,348	10,736,153
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	10,193,348	10,736,153
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(株)	99,258,900	99,258,900

(重要な後発事象)

(借入条件の変更及び社債要項の変更)

(1) 目的

当社は資金繰りの安定化を図るため、当社が平成22年12月24日付で締結した株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとする「金銭消費貸借契約」(以下、「コーポレート・シンジケート・ローン契約」)(なお、平成26年6月20日付で締結した変更契約含む。)、子会社であるAvanStrate Korea Inc.が平成22年12月17日付で締結した株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとする独立行政法人日本貿易保険の海外事業資金貸付保険付ローン契約(以下、「NEXTI保険付きローン契約」)及び当社が平成26年6月20日付でHOYA株式会社と締結した「金銭消費貸借契約」(以下、「HOYAローン契約」)に関して、平成27年10月27日付で変更契約を締結致しました。

また、当社が平成22年11月5日付で発行したAvanStrate株式会社第1回無担保社債(以下、「社債(第1回)」)及び平成22年11月5日付で発行したAvanstrate株式会社第2回無担保社債(以下、「社債(第2回)」)に関して平成27年10月2日開催の社債権者集会において決議された社債要項の一部変更について、平成27年10月8日付で東京地方裁判所の認可が決定されました。

(2) 借入先の名称及び社債の種類

1. 株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするコーポレート・シンジケート・ローン契約
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするNEXTI保険付きローン契約
3. HOYA株式会社とのHOYAローン契約
4. 社債(第1回)
5. 社債(第2回)

(下記に関しては、上記1. 2. を総称して「銀行貸付」、上記1. ~ 5. を総称して「金融債務」といいます。)

(3) 変更の内容

- (i)コーポレート・シンジケート・ローン契約によるトランシェB借入額 15,024,097千円について、下記の通り借入条件を変更致しました。

	借入条件変更前	借入条件変更後
満期日	平成27年10月30日	平成29年10月31日
元本の返済額及び返済方法	<p>- 第1回返済(平成26年12月29日) 平成26年7月から平成26年11月(5ヶ月間)のフリーキャッシュ・フロー(連結キャッシュ・フロー計算書上の営業キャッシュ・フローに投資活動によるキャッシュ・フローを加えた金額)の50%</p> <p>- 第2回返済(平成27年6月29日) 平成26年12月から平成27年5月(6ヶ月間)のフリーキャッシュ・フローの50%</p> <p>- 第3回返済(平成27年10月28日) 平成27年6月から平成27年9月(4ヶ月間)のフリーキャッシュ・フローの50%</p> <p>- 満期(平成27年10月30日)</p> <p>なお、各金融機関の返済金額については、借入残高のうちコーポレート・シンジケート・ローン契約及びNEXTI保険付きローン契約のシェアに応じて両契約に分配した金額を、それぞれの契約においてコーポレート・シンジケート・ローンの参加割合及びNEXTI保険付きローン契約の参加割合に応じて按分した金額を返済する。</p>	<p>- 第3回返済(平成27年10月30日) 598,044千円</p> <p>下記の各期日に、各対象期間に対して以下に従い算出される金額を返済する。</p> <p>- 第4回返済(平成28年7月29日) 対象期間 平成27年10月から平成28年3月(6ヶ月間)</p> <p>- 第5回返済(平成29年1月31日) 対象期間 平成28年4月から平成28年9月(6ヶ月間)</p> <p>- 第6回返済(平成29年7月31日) 対象期間 平成28年10月から平成29年3月(6ヶ月間)</p> <p>(i)株式会社三菱東京UFJ銀行の元本返済金額 以下の算式に従い算出される金額 元本返済金額 = a × b × 13.4%</p>



	<p>但し、各返済日において、フリーキャッシュ・フローの50%を支払うことにより連結上の預金残高が20億円を下回る場合には、満期日における弁済を除いて、連結預金残高20億円を維持できる金額まで弁済額を減額する。</p>	<p>(ii) 株式会社三菱東京UFJ銀行以外の各貸付人の元本返済金額 以下の算式に従い算出される金額を、(当該貸付期中元本弁済日に対応する対象期間末日における)当該貸付人の個別貸付未払金の元本金額に応じて按分した金額。 元本返済金額 = a × b × 28.1%</p> <p>a: 各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70% b: 対象期間末日における、銀行貸付の元本残高の合計額の、金融債務の元本残高の合計額に対する割合</p> <p>但し、各対象期間末日現在の現預金残高から、上記a: 各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%の金額を控除した金額が20億円を下回る場合は、a. は当該現預金残高から20億円を控除した金額とし、当該現金及び預金残高が20億円以下であるときは零とする。</p> <p>- 満期 (平成29年10月31日)</p>
利息	TIBOR + 1.85%	TIBOR + 1.85% なお、条件変更による重要な増減は見込んでおりません。
利息の支払日	利息の支払日は上記の各元本返済日	利息の支払日は上記の各元本返済日
財務制限条項	原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。	原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。
	(1) 平成26年9月期及び平成27年3月期における連結ベースの純資産の部の金額を、平成26年3月期における純資産の部の金額の80%の金額以上に維持すること。	(1) 平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び平成29年9月期における連結ベースの純資産の部の金額を、平成27年3月期における純資産の部の金額の80%の金額以上に維持すること。
	(2) 平成27年3月期における連結損益計算書における経常利益及び当期純利益を計上すること。	(2) 平成27年3月期、平成28年3月期及び平成29年3月期における連結損益計算書における経常利益及び当期純利益を計上すること。
(3) 平成26年9月期及び平成27年3月期におけるフリーキャッシュ・フローを、事業計画上の数値の80%以上に維持すること。	(3) 平成26年9月期、平成27年3月期、平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び及び平成29年9月期におけるフリーキャッシュ・フローを、事業計画上の数値の80%以上に維持すること。	

(ii) コーポレート・シンジケート・ローン契約によるトランシュC借入額 10,000,000千円について、下記の通り借入条件を追加しました。

	借入条件追加
元本の返済額及び返済方法	<p>- 第3回返済（平成27年10月30日） 398,056千円</p> <p>下記の各期日に、各対象期間に対して以下の算式に従い算出される金額を返済する。</p> <p>- 第4回返済（平成28年7月29日） 対象期間 平成27年10月から平成28年3月（6ヶ月間）</p> <p>- 第5回返済（平成29年1月31日） 対象期間 平成28年4月から平成28年9月（6ヶ月間）</p> <p>- 第6回返済（平成29年7月31日） 対象期間 平成28年10月から平成29年3月（6ヶ月間）</p> <p>元本返済金額 = a × b × 21.8%</p> <p>a: 各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%</p> <p>b: 対象期間末日における、銀行貸付の元本残高の合計額、金融債務の元本残高の合計額に対する割合</p> <p>但し、各対象期間末日現在の現預金残高から、上記a: 各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%の金額を控除した金額が20億円を下回る場合は、a. は当該現預金残高から20億円を控除した金額とし、当該現金及び預金残高が20億円以下であるときは零とする。</p> <p>- 満期（平成29年10月31日）</p>

(iii) N E X I 保険付きローン契約による借入額の13,256,556千円について、下記の通り借入条件を変更致しました。

	借入条件変更前	借入条件変更後
満期日	平成27年10月30日	平成29年10月31日
元本の返済額及び返済方法	<p>- 第1回返済（平成26年12月29日） 平成26年7月から平成26年11月（5ヶ月間）のフリーキャッシュ・フローの50%</p> <p>- 第2回返済（平成27年6月29日） 平成26年12月から平成27年5月（6ヶ月間）のフリーキャッシュ・フローの50%</p> <p>- 第3回返済（平成27年10月28日） 平成27年6月から平成27年9月（4ヶ月間）のフリーキャッシュ・フローの50%</p> <p>- 満期（平成27年10月30日）</p> <p>なお、各金融機関の返済金額については、借入残高のうちコーポレート・シンジケート・ローン契約及びN E X I 保険付きローン契約のシェアに応じて両契約に分配した金額を、それぞれの契約においてコーポレート・シンジケート・ローン契約の参加割合及びN E X I 保険付きローン契約の参加割合に応じて按分した金額を返済する。 但し、各返済日において、フリーキャッシュ・フローの50%を支払うことにより連結上の預金残高が20億円を下回る場合には、満期日における弁済を除いて、連結預金残高20億円を維持できる金額まで弁済額を減額する。</p>	<p>- 第3回返済（平成27年10月30日） 438,752千円</p> <p>下記の各期日に、各対象期間に対して以下に従い算出される金額を返済する。</p> <p>- 第4回返済（平成28年7月29日） 対象期間 平成27年10月から平成28年3月（6ヶ月間）</p> <p>- 第5回返済（平成29年1月31日） 対象期間 平成28年4月から平成28年9月（6ヶ月間）</p> <p>- 第6回返済（平成29年7月31日） 対象期間 平成28年10月から平成29年3月（6ヶ月間）</p> <p>(i) 株式会社三菱東京UFJ銀行の元本返済金額 以下の算式に従い算出される金額 元本返済金額 = a × b × 25.9%</p> <p>(ii) 株式会社三菱東京UFJ銀行以外の各貸付人の元本返済金額 以下の算式に従い算出される金額を、（当該貸付期中元本弁済日に対応する対象期間末日における）当該貸付人の個別貸付未払金の元本金額に応じて按分した金額。 元本返済金額 = a × b × 10.8%</p> <p>a: 各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%</p> <p>b: 対象期間末日における、銀行貸付の元本残高の合計額の、金融債務の元本残高の合計額に対する割合</p> <p>但し、各対象期間末日現在の現預金残高から、上記a: 各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%の金額を控除した金額が20億円を下回る場合は、a. は当該現預金残高から20億円を控除した金額とし、当該現金及び預金残高が20億円以下であるときは零とする。</p> <p>- 満期（平成29年10月31日）</p>
利息	TIBOR + 0.5%	TIBOR + 0.5% なお、条件変更による重要な増減は見込んでおりません。
利息の支払日	利息の支払日は上記の各元本返済日	利息の支払日は上記の各元本返済日

(iv)HOYAローン契約による借入額の8,500,000千円について、下記の通り借入条件を変更致しました。

	借入条件変更前	借入条件変更後
満期日	平成27年10月30日	平成29年10月31日
元本の返済額 及び返済方法	-平成27年10月30日 8,500,000千円	- 第1回返済（平成27年10月30日） 274,989千円  下記の各期日に、各対象期間に対して以下の算式に従い算出される金額を返済する。  - 第2回返済（平成28年7月29日） 対象期間 平成27年10月から平成28年3月（6ヶ月間）  - 第3回返済（平成29年1月31日） 対象期間 平成28年4月から平成28年9月（6ヶ月間）  - 第4回返済（平成29年7月31日） 対象期間 平成28年10月から平成29年3月（6ヶ月間）  元本返済金額 = a × b  a: 各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70% b: 対象期間末日における、本貸付の元本金額の、金融債務の元本残高の合計額に対する割合  但し、各対象期間末日現在の現預金残高から、上記a: 各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%の金額を控除した金額が20億円を下回る場合は、a. は当該現預金残高から20億円を控除した金額とし、当該現金及び預金残高が20億円以下であるときは零とする。  - 満期（平成29年10月31日）
利息	TIBOR + 2.5%	TIBOR + 2.5% なお、条件変更による重要な増減は見込んでおりません。
利息の支払日	平成26年12月26日、平成27年6月26日及び満期日	平成26年12月26日、平成27年6月26日、平成27年10月30日、平成28年7月29日、平成29年1月31日、平成29年7月31日及び満期日
財務制限条項	原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。  (1) 平成26年9月期及び平成27年3月期における連結ベースの純資産の部の金額を、平成26年3月期における純資産の部の金額の80%の金額以上に維持すること。  (2) 平成27年3月期における連結損益計算書における経常利益及び当期純利益を計上すること。  (3) 平成26年9月期及び平成27年3月期におけるフリーキャッシュ・フローを、事業計画上の数値の80%以上に維持すること。	原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。  (1) 平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び平成29年9月期における連結ベースの純資産の部の金額を、平成27年3月期における純資産の部の金額の80%の金額以上に維持すること。  (2) 平成27年3月期、平成28年3月期及び平成29年3月期における連結損益計算書における経常利益及び当期純利益を計上すること。  (3) 平成26年9月期、平成27年3月期、平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び平成29年9月期におけるフリーキャッシュ・フローを、事業計画上の数値の80%以上に維持すること。

(v)社債（第1回）9,600,000千円について、下記の通り借入条件を変更致しました。

	社債要項変更前	社債要項変更後
償還の方法及び期限	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 第1回償還期日（平成25年11月5日） 各本社債につき、40,000千円</li> <li>- 第2回償還期日（平成27年11月5日） 各本社債につき、40,000千円</li> <li>- 第3回償還期日（平成28年11月5日） 各本社債につき、10,000千円</li> <li>- 第4回償還期日（平成29年11月5日） 各本社債につき、10,000千円</li> </ul> <p>但し、第(2)号の規定に従い本社債の元金の一部の期限前返還がなされた場合には、当該期限前償還に係る元金の金額を上記の償還金額から減ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 第2回償還期日（平成27年11月5日） 各本社債につき、1,940千円</li> </ul> <p>下記の各期日に、各対象期間に対して以下に従い算出される金額を償還する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 第3回償還期日（平成28年7月29日） 対象期間 平成27年10月から平成28年3月（6ヶ月間）</li> <li>- 第4回返済（平成29年1月31日） 対象期間 平成28年4月から平成28年9月（6ヶ月間）</li> <li>- 第5回償還（平成29年7月31日） 対象期間 平成28年10月から平成29年3月（6ヶ月間）</li> </ul> <p>各本社債につき、①各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%の金額に、各償還期日の直前における金融債務の元本残高の合計額に占める各本社債の未償還元金残高の割合を乗じた金額を償還</p> <p>但し、各対象期間末日現在の現預金残高から、上記各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%の金額を控除した金額が20億円を下回る場合は、①は当該現預金残高から20億円を控除した金額とし、当該現金及び預金残高が20億円以下であるときは零とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 最終償還期日（平成29年10月31日）</li> </ul>
	<p>(2)当社は、その時点で未償還の本社債の元金の一部または全部を平成25年11月5日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に期限前償還することができる。</p> <p>当社は、本号の規定に従い本社債の元金の一部を期限前償還する場合には、第(1)号に定める各償還期日に係る償還金額のいずれかに充当させるかと指定するものとする。</p>	<p>(2)当社は、その時点で未償還の本社債の元金の一部または全部を平成25年11月5日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に期限前償還することができる。</p>
利息	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 平成27年11月6日以降平成28年11月5日まで 年5.55%</li> <li>- 平成28年11月6日以降平成29年11月5日まで 年7.30%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 平成27年11月6日以降平成29年10月31日まで 年5.55%</li> </ul>
利息の支払日	毎年5月5日及び11月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 平成27年11月5日まで 毎年5月5日及び11月5日</li> <li>- 平成27年11月6日以降 上記各社債償還期日</li> </ul>

(vi)社債（第2回）7,400,000千円について、下記の通り借入条件を変更致しました。

	社債要項変更前	社債要項変更後
償還の方法及び期限	(1) -平成27年11月5日 総額	<p>- 第2回償還期日（平成27年11月5日） 各本社債につき、3,230千円</p> <p>下記の各期日に、各対象期間に対して以下に従い算出される金額を償還する。</p> <p>- 第3回償還（平成28年7月29日） 対象期間 平成27年10月から平成28年3月（6ヶ月間）</p> <p>- 第4回償還（平成29年1月31日） 対象期間 平成28年4月から平成28年9月（6ヶ月間）</p> <p>- 第5回償還（平成29年7月31日） 対象期間 平成28年10月から平成29年3月（6ヶ月間）</p> <p>各本社債につき、①各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%の金額に、各償還期日の直前における金融債務の元本残高の合計額に占める各本社債の未償還元金残高の割合を乗じた金額を償還 但し、各対象期間末日現在の現預金残高から、上記各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%の金額を控除した金額が20億円を下回る場合は、①は当該現預金残高から20億円を控除した金額とし、当該現金及び預金残高が20億円以下であるときは零とする。</p> <p>- 最終償還期日（平成29年10月31日）</p>
	—	(2) 当社は、その時点で未償還の本社債の元金の一部または全部を平成25年11月5日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に期限前償還することができる。
利息	年3.02%	<p>- 払込期日から平成27年11月5日まで 年3.02%</p> <p>- 平成27年11月6日以降平成29年10月31日まで 年5.55%</p>
利息の支払日	毎年5月5日及び11月5日	<p>- 平成27年11月5日まで 毎年5月5日及び11月5日</p> <p>- 平成27年11月6日以降 上記各社債償還期日</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,347,034	1,867,822
売掛金	292	63,131
商品及び製品	—	36,976
原材料及び貯蔵品	1,440,975	1,306,243
関係会社未収入金	11,767,791	11,823,439
関係会社短期貸付金	※1 2,900,000	※1 4,900,000
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	※1 500,000	※1 500,000
その他	2,963,554	3,220,560
流動資産合計	20,919,645	23,718,171
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 219,392	※1 214,795
機械及び装置（純額）	※1 3,823,369	※1 3,823,369
車両運搬具（純額）	1,993	1,495
工具、器具及び備品（純額）	—	339
有形固定資産合計	4,044,754	4,039,998
無形固定資産		
のれん	19,561,718	18,832,712
ソフトウェア	136,989	112,885
その他	1,109	1,069
無形固定資産合計	19,699,816	18,946,667
投資その他の資産		
関係会社株式	※1 34,420,853	※1 34,420,853
関係会社長期貸付金	※1 2,800,000	※1 2,800,000
その他	2,216	2,056
貸倒引当金	△11,260,054	△13,385,866
投資その他の資産合計	25,963,015	23,837,043
固定資産合計	49,707,585	46,823,708
繰延資産		
社債発行費	5,836	834
繰延資産合計	5,836	834
資産合計	70,633,066	70,542,713

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	—	57,161
短期借入金	※1, ※3 10,000,000	—
関係会社短期借入金	23,400,000	26,800,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 15,910,014	※1, ※3 996,100
1年内返済予定の関係会社長期借入金	※1 8,500,000	※1 274,989
1年内償還予定の社債	13,440,000	531,960
未払費用	627,704	677,785
未払法人税等	3,250	56,590
賞与引当金	24,611	33,181
その他	57,265	79,838
流動負債合計	71,962,844	29,507,604
固定負債		
社債	3,020,000	15,928,040
長期借入金	—	※1, ※3 24,027,997
関係会社長期借入金	—	※1 8,225,011
関係会社債務保証損失引当金	1,190,665	957,249
繰延税金負債	1,004,917	1,004,917
その他	39,018	20,102
固定負債合計	5,254,599	50,163,316
負債合計	77,217,443	79,670,920
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	13,537,905	13,537,905
資本剰余金		
資本準備金	13,537,905	13,537,905
その他資本剰余金	23,113,600	23,113,600
資本剰余金合計	36,651,505	36,651,505
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△56,773,787	△59,317,617
利益剰余金合計	△56,773,787	△59,317,617
株主資本合計	△6,584,377	△9,128,207
純資産合計	△6,584,377	△9,128,207
負債純資産合計	70,633,066	70,542,713



## ②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
売上高	130,945	57,072
売上原価	93,399	54,782
売上総利益	37,546	2,291
販売費及び一般管理費	1,343,169	1,249,882
営業損失(△)	△1,305,624	△1,247,592
営業外収益		
受取利息	93	151
関係会社受取利息	103,670	79,894
関係会社受取ロイヤリティー	1,758,956	1,578,640
関係会社債務保証損失引当金戻入額	747,644	233,416
関係会社事業損失引当金戻入額	672,454	—
その他	33,857	20,009
営業外収益合計	3,316,674	1,912,110
営業外費用		
支払利息	354,050	338,361
関係会社支払利息	159,653	162,819
社債利息	376,863	339,167
社債発行費償却	5,003	5,003
コミットメントフィー	1,871	—
借入関連費用	90,519	135,778
その他	18,788	11,370
営業外費用合計	1,006,747	992,497
経常利益又は経常損失(△)	1,004,304	△327,978
特別利益		
固定資産売却益	※2 12,026	—
社債買入消却益	918,900	—
特別利益合計	930,926	—
特別損失		
固定資産除却損	※3 9,582	—
支払手数料	※4 176,072	※4 81,574
関係会社貸倒引当金繰入額	※5 392,724	※5 2,125,812
特別損失合計	578,378	2,207,386
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	1,356,852	△2,535,366
法人税、住民税及び事業税	10,162	10,987
法人税等還付税額	—	△2,523
法人税等合計	10,162	8,464
中間純利益又は中間純損失(△)	1,346,690	△2,543,830

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	13,537,905	13,537,905	23,113,600	36,651,505	△56,888,959	△56,888,959	△6,699,549	△6,699,549
当中間期変動額								
中間純利益					1,346,690	1,346,690	1,346,690	1,346,690
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—	—	1,346,690	1,346,690	1,346,690	1,346,690
当中間期末残高	13,537,905	13,537,905	23,113,600	36,651,505	△55,542,269	△55,542,269	△5,352,859	△5,352,859

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	13,537,905	13,537,905	23,113,600	36,651,505	△56,773,787	△56,773,787	△6,584,377	△6,584,377
当中間期変動額								
中間純損失（△）					△2,543,830	△2,543,830	△2,543,830	△2,543,830
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△2,543,830	△2,543,830	△2,543,830	△2,543,830
当中間期末残高	13,537,905	13,537,905	23,113,600	36,651,505	△59,317,617	△59,317,617	△9,128,207	△9,128,207

## 【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当中間連結会計期間末の連結貸借対照表における「短期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「1年内返済予定の関係会社長期借入金」、「1年内償還予定の社債」、「社債」、「長期借入金」及び「関係会社長期借入金」の合計金額は65,740,654千円となっており、手元流動性及び営業キャッシュ・フローに比して高水準にあります。

上記借入金のうち、注記事項(重要な後発事象)に記載の通り、三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、及びHOYA株式会社からの借入金については、平成27年10月27日に財務制限条項を含む返済条件の変更等の変更契約を締結しております。しかしながら、連結売上高は前年同期及び前半期と比較して減少しており、また、当社グループを取り巻く足元の経営環境は期初の想定と比較して厳しい状況であります。これにより上記変更契約に基づく財務制限条項に抵触する可能性があり、財務制限条項に抵触した場合には期限の利益を喪失することとなります。

上記の財務制限条項は連結財務諸表を基礎として算出される財務指標値により判定されます。当該財務制限条項に抵触し、期限の利益喪失の請求権の放棄又は同条項の変更等の対応ができず期限の利益を喪失した場合には、当社の発行する社債についても期限の利益を喪失します。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、このような状況を解消するため、以下の対応策への取り組みを計画及び実施しております。

### 1. AvanStrate株式会社のリストラクチャリングの実施

前々期日本拠点における四日市工場の閉鎖に伴う生産活動の中止及び人員削減を柱としたリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

### 2. AvanStrate Korea Inc. のリストラクチャリングの実施

前々期にグループレベルでの生産活動の最適化に向けて、AvanStrate Korea Inc. でのリストラクチャリングを実施し、当期においても引き続きコスト削減及び営業損益の改善に取り組んでまいりました。

### 3. 受注及び売上高の確保

受注状況が好調な市場にグループの生産能力を重点的に配分するとともに、品質の向上及び新製品の開発により、新規顧客からの継続的な受注の確保に取り組んでおります。

### 4. 財務体質の改善

製造体制の集中化に伴う関連設備の売却による財務体質の改善に取り組んでまいりました。

### 5. 資金繰りの安定化

三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、NEXI保険付きローン、及びHOYA株式会社からの借入金について、平成27年10月27日に返済条件の変更を含む変更契約を締結しました。

また、AvanStrate株式会社第1回無担保社債及び第2回無担保社債については、平成27年10月2日の社債権者集会において、償還条件の変更を含む社債要領の一部変更が承認され、それぞれ平成27年10月8日付で東京地方裁判所の許可を得ました。

上記に加えて、債権を担保とした資金調達による資金繰りの安定化に取り組んでおります。

上述の対応に加えて、取引金融機関等に対しては適時に当社グループの経営成績及び財政状態を報告し、理解を得ることによって良好な関係を築き、資金調達や資金繰りの一層の安定化に努めております。

また、上記の借入金の返済条件の変更、及び社債の償還条件の変更により、資金繰りの安定化についての不確実性の程度は低減しております。

しかし、事業計画の展開は当社グループを取り巻く経営環境に影響され、当初予定した計画通りに推進できない可能性があります。また、事業計画の達成状況によっては変更契約に基づく財務制限条項に抵触し、今後の資金繰りに影響する可能性があります。従って、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、貯蔵品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び一部の機械装置は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～38年
車両運搬具	4年
工具、器具及び備品	6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還期間による定額法によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 関係会社債務保証損失引当金

関係会社の債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、当中間会計期間末における損失見込額を計上しております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) のれんの償却

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(中間貸借対照表)

前事業年度において、区分掲記しておりました「流動負債」の「リース債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当中間会計期間より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動負債」に計上していた「リース債務」2,807千円及び「その他」54,458千円を「その他」57,265千円として組み替えております。

前事業年度において、区分掲記しておりました「固定負債」の「長期リース債務」及び「資産除去債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当中間会計期間より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「固定負債」に計上していた「長期リース債務」4,051千円、「資産除去債務」17,322千円及び「その他」17,645千円を「その他」39,018千円として組み替えております。

(中間損益計算書)

前中間会計期間において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「借入関連費用」は、重要性が増したため、当中間会計期間より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に計上していた109,307千円は、「借入関連費用」90,519千円、「その他」18,788千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
建物	219,392	214,795
機械及び装置	3,823,369	3,823,369
関係会社貸付金	5,000,000	8,200,000
関係会社株式	34,420,853	34,420,853
計	43,463,614	46,659,017

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
短期借入金	10,000,000千円	—千円
1年内返済予定の長期借入金	15,910,014	996,100
1年内返済予定の関係会社長期借入金	8,500,000	274,989
長期借入金	—	24,027,997
関係会社長期借入金	—	8,225,011
計	34,410,014	33,524,097

2 保証債務

次の関係会社について、債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
AvanStrate Korea Inc.		
借入債務	14,038,248千円	13,256,556千円
計	14,038,248	13,256,556

※3 当社は、運転資金及び設備投資資金の効率的な調達を行うため、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン契約により貸出コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
貸出コミットメントの総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	10,000,000	10,000,000
差引額	—	—

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
有形固定資産	5,230千円	5,105千円
無形固定資産	743,393	742,235

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
機械及び装置	12,026千円	－千円
計	12,026	－

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
機械及び装置	9,582千円	－千円
計	9,582	－

※4 支払手数料には、取引金融機関等との間に設定された金銭消費貸借契約等の変更に関する手数料等が含まれています。

※5 関係会社貸倒引当金繰入額の内訳は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
AvanStrate Korea Inc.	634,924千円	2,125,812千円
AvanStrate Asia Pte ltd.	△242,200千円	－

(有価証券関係)

前事業年度 (平成27年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額34,420,853千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載をしておりません。

当中間会計期間 (平成27年9月30日)

子会社株式(中間貸借対照表計上額34,420,853千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載をしておりません。

(重要な後発事象)

(借入条件の変更及び社債要項の変更)

(1) 目的

当社は資金繰りの安定化を図るため、当社が平成22年12月24日付で締結した株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとする「金銭消費貸借契約」(以下、「コーポレート・シンジケート・ローン契約」)(なお、平成26年6月20日付で締結した変更契約含む。)、子会社であるAvanStrate Korea Inc.が平成22年12月17日付で締結した株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとする独立行政法人日本貿易保険の海外事業資金貸付保険付保ローン契約(以下、「NEXTI保険付きローン契約」)及び当社が平成26年6月20日付でHOYA株式会社と締結した「金銭消費貸借契約」(以下、「HOYAローン契約」)に関して、平成27年10月27日付で変更契約を締結致しました。

また、当社が平成22年11月5日付で発行したAvanStrate株式会社第1回無担保社債(以下、「社債(第1回)」)及び平成22年11月5日付で発行したAvanstrate株式会社第2回無担保社債(以下、「社債(第2回)」)に関して平成27年10月2日開催の社債権者集会において決議された社債要項の一部変更について、平成27年10月8日付で東京地方裁判所の認可が決定されました。

(2) 借入先の名称及び社債の種類

1. 株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするコーポレート・シンジケート・ローン契約
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするNEXTI保険付きローン契約
3. HOYA株式会社とのHOYAローン契約
4. 社債(第1回)
5. 社債(第2回)

(下記に関しては、上記1. 2. を総称して「銀行貸付」、上記1. ~ 5. を総称して「金融債務」といいます。)

(3) 変更の内容

(i)コーポレート・シンジケート・ローン契約によるトランシェB借入額 15,024,097千円について、下記の通り借入条件を変更致しました。

	借入条件変更前	借入条件変更後
満期日	平成27年10月30日	平成29年10月31日
元本の返済額及び返済方法	<p>- 第1回返済(平成26年12月29日) 平成26年7月から平成26年11月(5ヶ月間)のフリーキャッシュ・フロー(連結キャッシュ・フロー計算書上の営業キャッシュ・フローに投資活動によるキャッシュ・フローを加えた金額)の50%</p> <p>- 第2回返済(平成27年6月29日) 平成26年12月から平成27年5月(6ヶ月間)のフリーキャッシュ・フローの50%</p> <p>- 第3回返済(平成27年10月28日) 平成27年6月から平成27年9月(4ヶ月間)のフリーキャッシュ・フローの50%</p> <p>- 満期(平成27年10月30日)</p> <p>なお、各金融機関の返済金額については、借入残高のうちコーポレート・シンジケート・ローン契約及びNEXTI保険付きローン契約のシェアに応じて両契約に分配した金額を、それぞれの契約においてコーポレート・シンジケート・ローンの参加割合及びNEXTI保険付きローン契約の参加割合に応じて按分した金額を返済する。</p>	<p>- 第3回返済(平成27年10月30日) 598,044千円</p> <p>下記の各期日に、各対象期間に対して以下に従い算出される金額を返済する。</p> <p>- 第4回返済(平成28年7月29日) 対象期間 平成27年10月から平成28年3月(6ヶ月間)</p> <p>- 第5回返済(平成29年1月31日) 対象期間 平成28年4月から平成28年9月(6ヶ月間)</p> <p>- 第6回返済(平成29年7月31日) 対象期間 平成28年10月から平成29年3月(6ヶ月間)</p> <p>(i)株式会社三菱東京UFJ銀行の元本返済金額 以下の算式に従い算出される金額 元本返済金額 = a × b × 13.4%</p>



	<p>但し、各返済日において、フリーキャッシュ・フローの50%を支払うことにより連結上の預金残高が20億円を下回る場合には、満期日における弁済を除いて、連結預金残高20億円を維持できる金額まで弁済額を減額する。</p>	<p>(ii) 株式会社三菱東京UFJ銀行以外の各貸付人の元本返済金額 以下の算式に従い算出される金額を、（当該貸付期中元本弁済日に対応する対象期間末日における）当該貸付人の個別貸付未払金の元本金額に応じて按分した金額。 元本返済金額 = a × b × 28.1%</p> <p>a: 各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70% b: 対象期間末日における、銀行貸付の元本残高の合計額の、金融債務の元本残高の合計額に対する割合</p> <p>但し、各対象期間末日現在の現預金残高から、上記a: 各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%の金額を控除した金額が20億円を下回る場合は、a. は当該現預金残高から20億円を控除した金額とし、当該現金及び預金残高が20億円以下であるときは零とする。</p> <p>- 満期（平成29年10月31日）</p>
利息	TIBOR + 1.85%	TIBOR + 1.85% なお、条件変更による重要な増減は見込んでおりません。
利息の支払日	利息の支払日は上記の各元本返済日	利息の支払日は上記の各元本返済日
財務制限条項	原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。	原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。
	(1) 平成26年9月期及び平成27年3月期における連結ベースの純資産の部の金額を、平成26年3月期における純資産の部の金額の80%の金額以上に維持すること。	(1) 平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び平成29年9月期における連結ベースの純資産の部の金額を、平成27年3月期における純資産の部の金額の80%の金額以上に維持すること。
	(2) 平成27年3月期における連結損益計算書における経常利益及び当期純利益を計上すること。	(2) 平成27年3月期、平成28年3月期及び平成29年3月期における連結損益計算書における経常利益及び当期純利益を計上すること。
(3) 平成26年9月期及び平成27年3月期におけるフリーキャッシュ・フローを、事業計画上の数値の80%以上に維持すること。	(3) 平成26年9月期、平成27年3月期、平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び及び平成29年9月期におけるフリーキャッシュ・フローを、事業計画上の数値の80%以上に維持すること。	

(ii) コーポレート・シンジケート・ローン契約によるトランシュC借入額 10,000,000千円について、下記の通り借入条件を追加しました。

	借入条件追加
元本の返済額 及び返済方法	<p>- 第3回返済（平成27年10月30日） 398,056千円</p> <p>下記の各期日に、各対象期間に対して以下の算式に従い算出される金額を返済する。</p> <p>- 第4回返済（平成28年7月29日） 対象期間 平成27年10月から平成28年3月（6ヶ月間）</p> <p>- 第5回返済（平成29年1月31日） 対象期間 平成28年4月から平成28年9月（6ヶ月間）</p> <p>- 第6回返済（平成29年7月31日） 対象期間 平成28年10月から平成29年3月（6ヶ月間）</p> <p>元本返済金額 = a × b × 21.8%</p> <p>a: 各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%</p> <p>b: 対象期間末日における、銀行貸付の元本残高の合計額の、金融債務の元本残高の合計額に対する割合</p> <p>但し、各対象期間末日現在の現預金残高から、上記a: 各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%の金額を控除した金額が20億円を下回る場合は、a. は当該現預金残高から20億円を控除した金額とし、当該現金及び預金残高が20億円以下であるときは零とする。</p> <p>- 満期（平成29年10月31日）</p>

(iii) N E X I 保険付きローン契約による借入額の13,256,556千円について、下記の通り借入条件を変更致しました。

	借入条件変更前	借入条件変更後
満期日	平成27年10月30日	平成29年10月31日
元本の返済額及び返済方法	<p>- 第1回返済（平成26年12月29日） 平成26年7月から平成26年11月（5ヶ月間）のフリーキャッシュ・フローの50%</p> <p>- 第2回返済（平成27年6月29日） 平成26年12月から平成27年5月（6ヶ月間）のフリーキャッシュ・フローの50%</p> <p>- 第3回返済（平成27年10月28日） 平成27年6月から平成27年9月（4ヶ月間）のフリーキャッシュ・フローの50%</p> <p>- 満期（平成27年10月30日）</p> <p>なお、各金融機関の返済金額については、借入残高のうちコーポレート・シンジケート・ローン契約及びN E X I 保険付きローン契約のシェアに応じて両契約に分配した金額を、それぞれの契約においてコーポレート・シンジケート・ローン契約の参加割合及びN E X I 保険付きローン契約の参加割合に応じて按分した金額を返済する。 但し、各返済日において、フリーキャッシュ・フローの50%を支払うことにより連結上の預金残高が20億円を下回る場合には、満期日における弁済を除いて、連結預金残高20億円を維持できる金額まで弁済額を減額する。</p>	<p>- 第3回返済（平成27年10月30日） 438,752千円</p> <p>下記の各期日に、各対象期間に対して以下に従い算出される金額を返済する。</p> <p>- 第4回返済（平成28年7月29日） 対象期間 平成27年10月から平成28年3月（6ヶ月間）</p> <p>- 第5回返済（平成29年1月31日） 対象期間 平成28年4月から平成28年9月（6ヶ月間）</p> <p>- 第6回返済（平成29年7月31日） 対象期間 平成28年10月から平成29年3月（6ヶ月間）</p> <p>(i) 株式会社三菱東京UFJ銀行の元本返済金額 以下の算式に従い算出される金額 元本返済金額 = <math>a \times b \times 25.9\%</math></p> <p>(ii) 株式会社三菱東京UFJ銀行以外の各貸付人の元本返済金額 以下の算式に従い算出される金額を、（当該貸付期中元本弁済日に対応する対象期間末日における）当該貸付人の個別貸付未払金の元本金額に応じて按分した金額。 元本返済金額 = <math>a \times b \times 10.8\%</math></p> <p>a: 各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%</p> <p>b: 対象期間末日における、銀行貸付の元本残高の合計額の、金融債務の元本残高の合計額に対する割合</p> <p>但し、各対象期間末日現在の現預金残高から、上記a: 各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%の金額を控除した金額が20億円を下回る場合は、a. は当該現預金残高から20億円を控除した金額とし、当該現金及び預金残高が20億円以下であるときは零とする。</p> <p>- 満期（平成29年10月31日）</p>
利息	TIBOR + 0.5%	TIBOR + 0.5% なお、条件変更による重要な増減は見込んでおりません。
利息の支払日	利息の支払日は上記の各元本返済日	利息の支払日は上記の各元本返済日

(iv)HOYAローン契約による借入額の8,500,000千円について、下記の通り借入条件を変更致しました。

	借入条件変更前	借入条件変更後
満期日	平成27年10月30日	平成29年10月31日
元本の返済額 及び返済方法	-平成27年10月30日 8,500,000千円	- 第1回返済（平成27年10月30日） 274,989千円  下記の各期日に、各対象期間に対して以下の算式に従い算出される金額を返済する。  - 第2回返済（平成28年7月29日） 対象期間 平成27年10月から平成28年3月（6ヶ月間）  - 第3回返済（平成29年1月31日） 対象期間 平成28年4月から平成28年9月（6ヶ月間）  - 第4回返済（平成29年7月31日） 対象期間 平成28年10月から平成29年3月（6ヶ月間）  元本返済金額 = a × b  a: 各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70% b: 対象期間末日における、本貸付の元本金額の、金融債務の元本残高の合計額に対する割合  但し、各対象期間末日現在の現預金残高から、上記a: 各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%の金額を控除した金額が20億円を下回る場合は、a. は当該現預金残高から20億円を控除した金額とし、当該現金及び預金残高が20億円以下であるときは零とする。  - 満期（平成29年10月31日）
利息	TIBOR + 2.5%	TIBOR + 2.5% なお、条件変更による重要な増減は見込んでおりません。
利息の支払日	平成26年12月26日、平成27年6月26日及び満期日	平成26年12月26日、平成27年6月26日、平成27年10月30日、平成28年7月29日、平成29年1月31日、平成29年7月31日及び満期日
財務制限条項	原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。  (1) 平成26年9月期及び平成27年3月期における連結ベースの純資産の部の金額を、平成26年3月期における純資産の部の金額の80%の金額以上に維持すること。  (2) 平成27年3月期における連結損益計算書における経常利益及び当期純利益を計上すること。  (3) 平成26年9月期及び平成27年3月期におけるフリーキャッシュ・フローを、事業計画上の数値の80%以上に維持すること。	原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。  (1) 平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び平成29年9月期における連結ベースの純資産の部の金額を、平成27年3月期における純資産の部の金額の80%の金額以上に維持すること。  (2) 平成27年3月期、平成28年3月期及び平成29年3月期における連結損益計算書における経常利益及び当期純利益を計上すること。  (3) 平成26年9月期、平成27年3月期、平成27年9月期、平成28年3月期、平成28年9月期、平成29年3月期及び平成29年9月期におけるフリーキャッシュ・フローを、事業計画上の数値の80%以上に維持すること。

(v)社債（第1回）9,600,000千円について、下記の通り借入条件を変更致しました。

	社債要項変更前	社債要項変更後
償還の方法及び期限	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 第1回償還期日（平成25年11月5日） 各本社債につき、40,000千円</li> <li>- 第2回償還期日（平成27年11月5日） 各本社債につき、40,000千円</li> <li>- 第3回償還期日（平成28年11月5日） 各本社債につき、10,000千円</li> <li>- 第4回償還期日（平成29年11月5日） 各本社債につき、10,000千円</li> </ul> <p>但し、第(2)号の規定に従い本社債の元金の一部の期限前返還がなされた場合には、当該期限前償還に係る元金の金額を上記の償還金額から減ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 第2回償還期日（平成27年11月5日） 各本社債につき、1,940千円</li> </ul> <p>下記の各期日に、各対象期間に対して以下に従い算出される金額を償還する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 第3回償還期日（平成28年7月29日） 対象期間 平成27年10月から平成28年3月（6ヶ月間）</li> <li>- 第4回返済（平成29年1月31日） 対象期間 平成28年4月から平成28年9月（6ヶ月間）</li> <li>- 第5回償還（平成29年7月31日） 対象期間 平成28年10月から平成29年3月（6ヶ月間）</li> </ul> <p>各本社債につき、①各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%の金額に、各償還期日の直前における金融債務の元本残高の合計額に占める各本社債の未償還元金残高の割合を乗じた金額を償還</p> <p>但し、各対象期間末日現在の現預金残高から、上記各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%の金額を控除した金額が20億円を下回る場合は、①は当該現預金残高から20億円を控除した金額とし、当該現金及び預金残高が20億円以下であるときは零とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 最終償還期日（平成29年10月31日）</li> </ul>
	<p>(2)当社は、その時点で未償還の本社債の元金の一部または全部を平成25年11月5日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に期限前償還することができる。</p> <p>当社は、本号の規定に従い本社債の元金の一部を期限前償還する場合には、第(1)号に定める各償還期日に係る償還金額のいずれかに充当させるかと指定するものとする。</p>	<p>(2)当社は、その時点で未償還の本社債の元金の一部または全部を平成25年11月5日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に期限前償還することができる。</p>
利息	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 平成27年11月6日以降平成28年11月5日まで 年5.55%</li> <li>- 平成28年11月6日以降平成29年11月5日まで 年7.30%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 平成27年11月6日以降平成29年10月31日まで 年5.55%</li> </ul>
利息の支払日	毎年5月5日及び11月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 平成27年11月5日まで 毎年5月5日及び11月5日</li> <li>- 平成27年11月6日以降 上記各社債償還期日</li> </ul>

(vi)社債（第2回）7,400,000千円について、下記の通り借入条件を変更致しました。

	社債要項変更前	社債要項変更後
償還の方法及び期限	(1) -平成27年11月5日 総額	<p>- 第2回償還期日（平成27年11月5日） 各本社債につき、3,230千円</p> <p>下記の各期日に、各対象期間に対して以下に従い算出される金額を償還する。</p> <p>- 第3回償還（平成28年7月29日） 対象期間 平成27年10月から平成28年3月（6ヶ月間）</p> <p>- 第4回償還（平成29年1月31日） 対象期間 平成28年4月から平成28年9月（6ヶ月間）</p> <p>- 第5回償還（平成29年7月31日） 対象期間 平成28年10月から平成29年3月（6ヶ月間）</p> <p>各本社債につき、①各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%の金額に、各償還期日の直前における金融債務の元本残高の合計額に占める各本社債の未償還元金残高の割合を乗じた金額を償還 但し、各対象期間末日現在の現預金残高から、上記各対象期間に係るフリーキャッシュ・フローの70%の金額を控除した金額が20億円を下回る場合は、①は当該現預金残高から20億円を控除した金額とし、当該現金及び預金残高が20億円以下であるときは零とする。</p> <p>- 最終償還期日（平成29年10月31日）</p>
	—	(2) 当社は、その時点で未償還の本社債の元金の一部または全部を平成25年11月5日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に期限前償還することができる。
利息	年3.02%	<p>- 払込期日から平成27年11月5日まで 年3.02%</p> <p>- 平成27年11月6日以降平成29年10月31日まで 年5.55%</p>
利息の支払日	毎年5月5日及び11月5日	<p>- 平成27年11月5日まで 毎年5月5日及び11月5日</p> <p>- 平成27年11月6日以降 上記各社債償還期日</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第8期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月26日関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

平成27年10月5日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月27日

AvanStrate株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柳 年哉 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松浦 大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAvanStrate株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、AvanStrate株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当中間連結会計期間において、AvanStrate株式会社グループが、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している「短期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「1年内返済予定の関係会社長期借入金」、「1年内償還予定の社債」及び「社債」の合計金額は65,740,654千円となっており、手許流動性及び営業キャッシュ・フローに比して高水準にある。

上記借入金のうち、注記事項（重要な後発事象）に記載の通り、三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、及びHOYA株式会社からの借入金については、平成27年10月27日に財務制限条項を含む返済条件の変更等の変更契約を締結した。しかしながら、連結売上高は前年同期及び前半期と比較して減少しており、また、AvanStrate株式会社グループを取り巻く足元の経営環境は期初の想定と比較して厳しい状況である。これにより上記変更契約に基づく財務制限条項に抵触する可能性があり、財務制限条項に抵触した場合には期限の利益を喪失することとなる。

上記の財務制限条項は連結財務諸表を基礎として算出される財務指標値により判定される。当該財務制限条項に抵触し、期限の利益喪失の請求権の放棄又は同条項の変更等の対応ができず期限の利益を喪失した場合には、会社の発行する社債についても期限の利益を喪失する。

この状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月27日

AvanStrate株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柳 年哉 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松浦 大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAvanStrate株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、AvanStrate株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当中間連結会計期間において、AvanStrate株式会社グループが、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している「短期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「1年内返済予定の関係会社長期借入金」、「1年内償還予定の社債」及び「社債」の合計金額は65,740,654千円となっており、手許流動性及び営業キャッシュ・フローに比して高水準にある。

上記借入金のうち、注記事項（重要な後発事象）に記載の通り、三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン、及びHOYA株式会社からの借入金については、平成27年10月27日に財務制限条項を含む返済条件の変更等の変更契約を締結した。しかしながら、連結売上高は前年同期及び前半期と比較して減少しており、また、AvanStrate株式会社グループを取り巻く足元の経営環境は期初の想定と比較して厳しい状況である。これにより上記変更契約に基づく財務制限条項に抵触する可能性があり、財務制限条項に抵触した場合には期限の利益を喪失することとなる。

上記の財務制限条項は連結財務諸表を基礎として算出される財務指標値により判定される。当該財務制限条項に抵触し、期限の利益喪失の請求権の放棄又は同条項の変更等の対応ができず期限の利益を喪失した場合には、会社の発行する社債についても期限の利益を喪失する。

この状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。